

丹波市福祉団体等バス借上補助事業の概要



〔丹波市福祉団体等バス借上補助事業〕とは

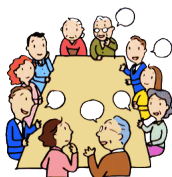
市内の社会福祉団体・老人クラブ・ボランティア団体・ふれあい・いきいきサロン運営団体等の視察研修、健康増進、地域内交流のきっかけづくり等の事業で利用するバスの借上料の一部を助成することで、地域福祉の向上を目指すものです。

1. 利用までの流れ

1 事業を計画する

- ①実施日を決める。
- ②事業内容を決める。
- ③バスを借り上げる。

※各団体で民間バス等を手配していただきます。



2 申請する

実施日の2ヵ月前の1日から末日までに申請してください。

〔必要な書類〕

- 交付申請書
- 事業計画書
- バス見積書

〔申請場所〕

- 丹波市社協各支所
- 市役所社会福祉課



3 決定通知

内容を審査し、補助要件に該当していれば、「補助金交付決定通知書」を市役所から発行します。

※バス見積金額、事業内容に変更がある場合は変更申請をしてください。



6 補助金の受取り

申請された口座に補助金を振込みます。
☆委任状を提出された場合は、バス会社等に直接振込みいたします。

(請求書を受理してから概ね1ヵ月ほどかかります。)



5 補助金を請求する

社協窓口または社会福祉課へ補助金請求に必要な書類を提出してください。

〔必要な書類〕

- 実績報告書
 - 収支決算書
 - バス利用者名簿
 - バス代金領収書(原本)
 - 補助金交付請求書
 - 委任状
- ※代理受領を希望される場合のみ必要です。

4 事業実施

バスを借り上げて事業を実施してください。事業終了後、バス会社にバス料金等を支払ってください。

(補助金をバス業者が代理受領される場合は補助金額を除いた代金を支払ってください。)



2. 補助要件など

項目	要件など
対象団体	社会福祉団体、老人クラブ連合会、単位老人クラブ、社会福祉ボランティア団体、ふれあい・いきいきサロン運営団体
利用できる事業	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉団体が研修や視察、交流などの事業を行ったり参加したりする場合 ●老人クラブが視察や研修、健康増進を目的とする事業を実施する場合 ●ボランティア団体の社会福祉等に関するボランティア活動や研修 ●ふれあい・いきいきサロンの運営団体が実施する高齢者の介護予防・外出支援のための交流・社会参加の為の事業 <p style="color: red; text-align: center;">※観光、遊興その他娯楽が主たる目的の場合は、対象外です。</p>
乗車人数	11名以上（当日のバス乗車人数）
利用回数	1団体1年度につき2回まで ※ただし、市連合団体、障害者団体は1年度につき5回まで利用できます。
補助対象バス	民間バス会社等の運転手付の緑ナンバーの貸切バス ※原則市内のバス会社等をご利用ください。 ※レンタカーや旅館等のバス(白ナンバー)は対象外です。
補助対象経費	バス借上料のみ ※通行料、駐車料、ガイド料、運転手謝金、保険料、事務取扱手数料は含まれません。

3. 補助金額

補助基準の計算	〔バス借上料〕×4/5〔補助率〕＝ <u>補助基準額</u>
補助限度額	50,000円
補助金支払額	<p>〔補助基準額〕と〔限度額 50,000円〕を比較して少ない額を支払います。</p> <p>例① バス借上料が 48,000円の場合 48,000円×4/5＝38,400円<50,000円 補助金額 38,000円 ※千円未満切捨て</p> <p>例② バス借上料が 80,000円の場合 80,000円×4/5＝64,000円>50,000円 補助金額 50,000円</p>



※社会福祉団体等が行政機関(県や市)主催の大会等に参加する場合は、バス借上料の全額を補助します。

-お問合わせ-

健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係

☎0795-88-5276/FAX0795-88-5283

丹波市氷上町常楽211番地(丹波市役所本庁第2庁舎1階)